

5. 各種加算

当施設の介護報酬に係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金	備考
初回加算	221円	442円	663円	
夜間（午後6時から午後10時）加算	基本サービス費×1.25の1割～3割負担			
早朝（午前6時から午前8時）加算	基本サービス費×1.25の1割～3割負担			
深夜（午後10時から午前6時）加算	基本サービス費×1.5の1割～3割負担			
2人以上による訪問介護	基本サービス費×2.0の1割～3割負担			
緊急時訪問介護加算	111円/回	221円/回	332円/回	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	111円/月	221円/月	332円/月	1月に1回、3月を限度
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	221円/月	442円/月	663円/月	
口腔連携強化加算	56円/月	111円/月	166円/月	1月に1回を限度
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円/日	7円/日	10円/日	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5円/日	9円/日	14円/日	
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数×1.2			
特定事業所加算（Ⅱ）（Ⅲ）	所定単位数×1.1			
特定事業所加算（Ⅳ）（Ⅴ）	所定単位数×1.03			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬全体の13.7%			令和6年6月1日以降改定
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬全体の6.3%			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬全体の4.2%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護報酬全体の2.4%			

※ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、現在非該当ですが、今後該当となった場合、上記料金がかかります。

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）については、現在（Ⅱ）に該当しておりますが、今後（Ⅰ）に該当となった場合、上記料金がかかります。

介護職員等特定処遇改善加算については、現在（Ⅱ）に該当しておりますが、今後（Ⅰ）に該当となった場合、上記料金がかかります。